

令和 6 年度の個別労働紛争解決制度の施行状況

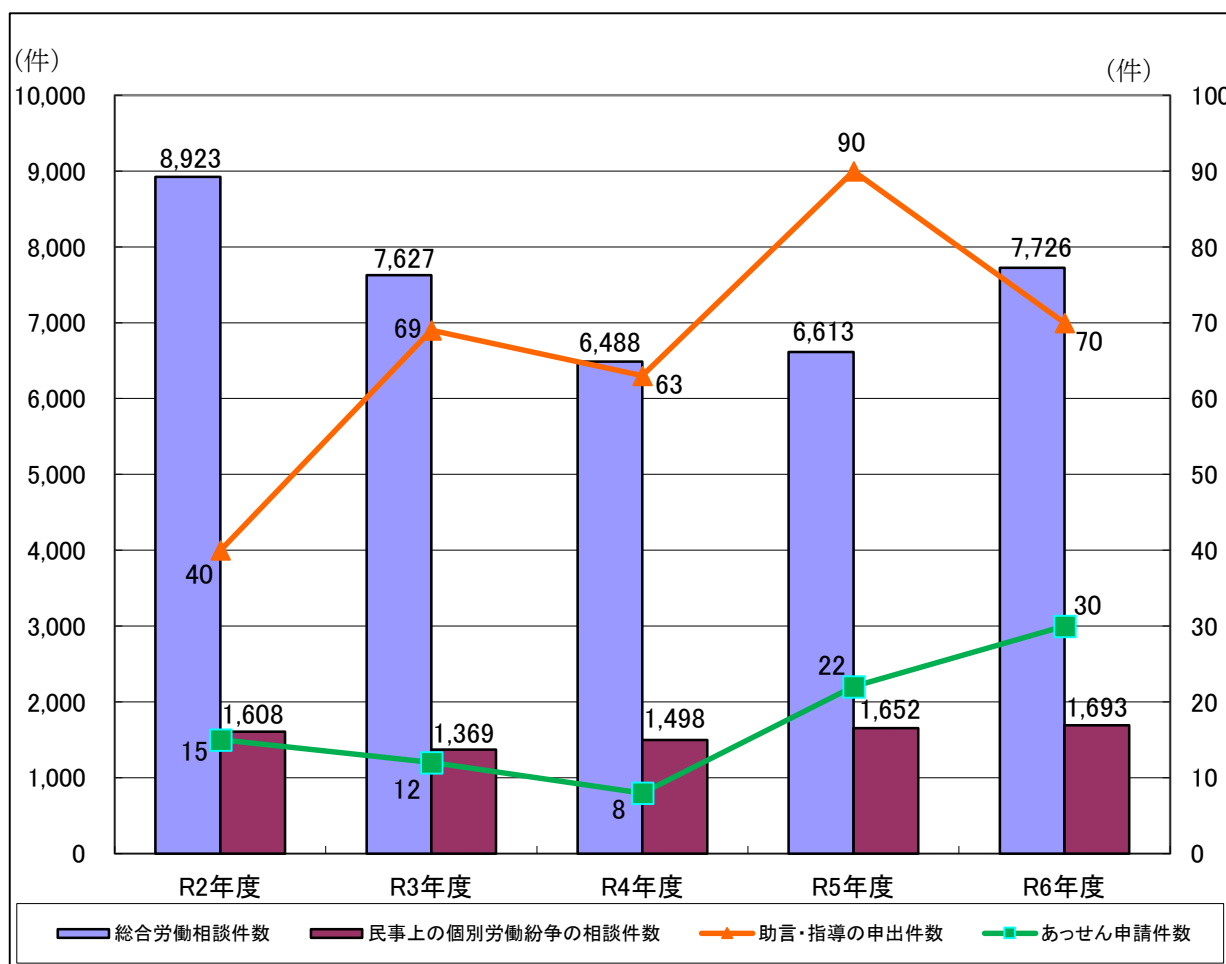
「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争解決制度の施行状況は以下のとおり。カッコ書きの数字は令和 5 年度の数字である。

1 総合労働相談コーナー（県内 4 か所）で受け付けた相談状況

(1) 山梨労働局においては、当局内のほか、甲府、都留及び鯉沢労働基準監督署内の県内計 4 か所に、あらゆる労働問題にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置している。

総合労働相談コーナーで受け付けた総合労働相談件数、民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせん申請件数の過去 5 年間の推移は図表 1のとおり。

図表 1 過去 5 年間の推移



(2) 令和 6 年度における総合労働相談件数は 7,726 件（6,613 件）と前年に比べ約 1,000 件増加した。

助言・指導の申出件数は 70 件（90 件）と前年に比べて減少した。

あっせん申請件数は 30 件（22 件）と前年に比べて増加し、過去 10 年間で最も多い件数となった。

2 民事上の個別労働紛争の相談状況

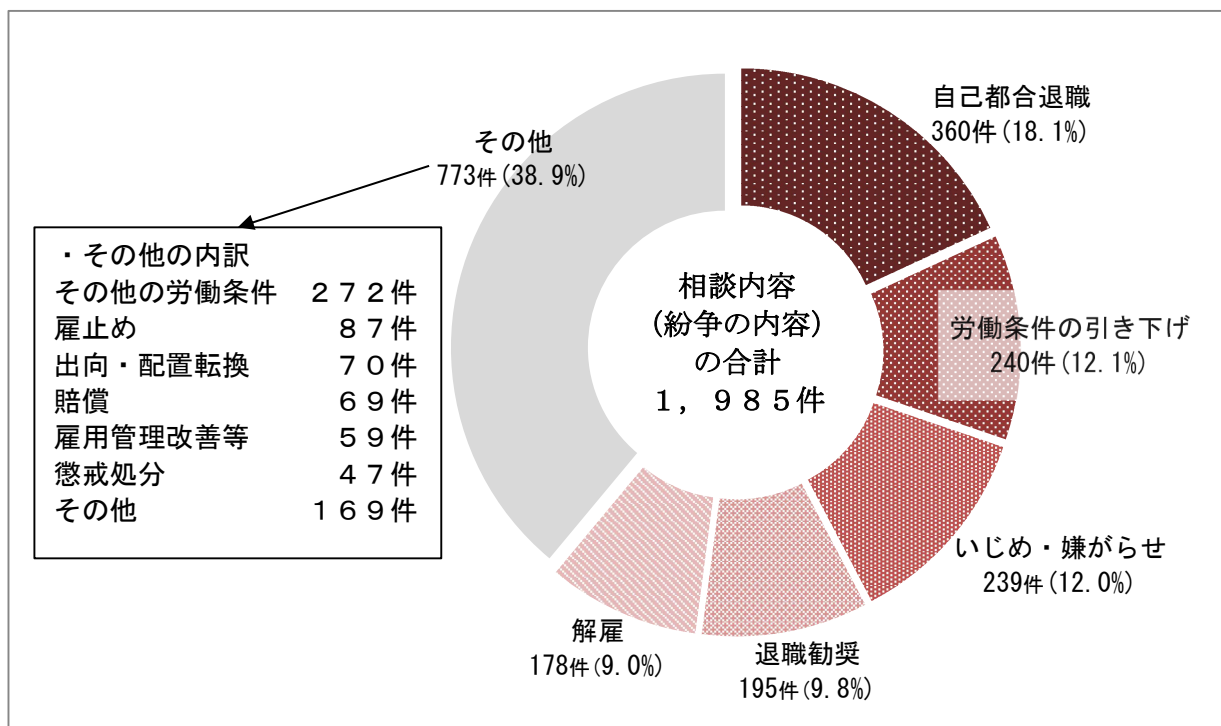
(1) いじめ・嫌がらせ、労働条件の引下げ等のいわゆる「民事上の個別労働紛争」の相談件数は1,693件（1,652件）であり、前年度比で2.5%増加した。

(2) 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）を見ると、

- ① 自己都合退職 360件（332件）
- ② 労働条件の引き下げ 240件（192件）
- ③ いじめ・嫌がらせ 239件（267件）

に関するものが上位を占めている。（図表2）、（図表3）

図表2 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）別の件数

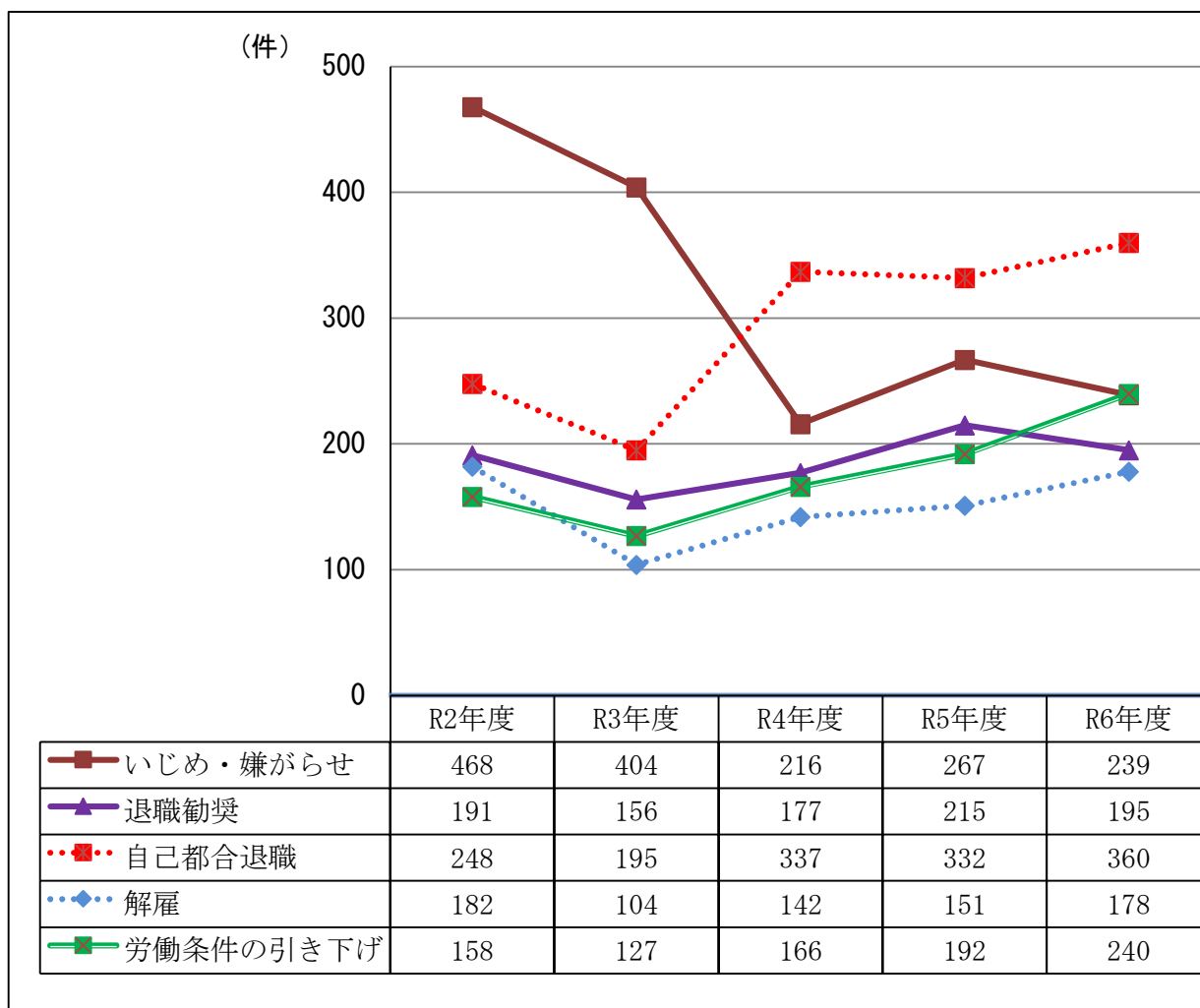


※パーセントは相談内容（紛争の内容）の全体に占める割合。

合計値は四捨五入による端数処理の関係で100%にならないことがある。

※1人の相談者から複数の紛争にまたがって相談を受けているので、個別労働紛争に係る相談件数（1,693件）と、紛争の内容の合計件数（1,985件）は一致しない。

図表 3 民事上の個別労働紛争の相談内容（紛争の内容）別の件数推移（5年間）



※令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた、同法上のパワーハラスメントに関する相談は全て同法に基づく対応となり別途集計となったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に差異がある。

3 労働局長による助言・指導の状況（別添3参照）

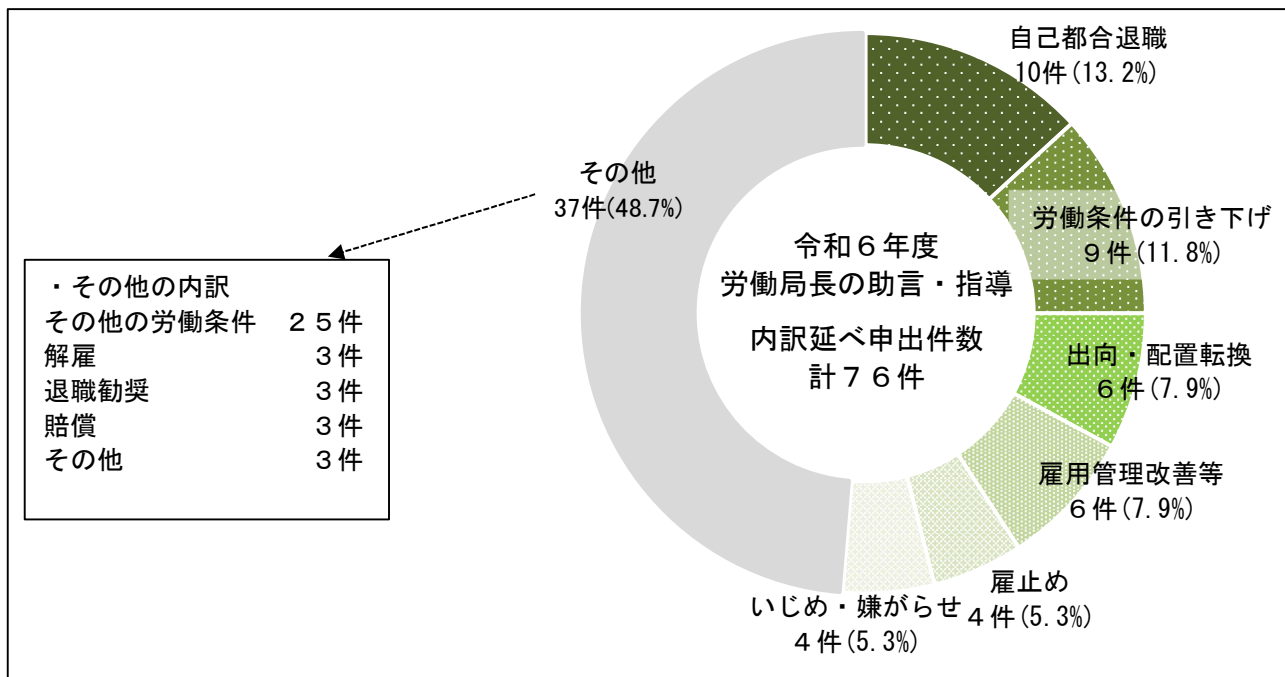
（1）助言・指導の申出件数は70件(90件)であり、前年度比で22.2%減少した。

（2）主な紛争の内容を見ると、

- ①自己都合退職 10件 （9件）
- ②労働条件の引き下げ 9件 （22件）
- ③出向・配置転換 6件 （7件）

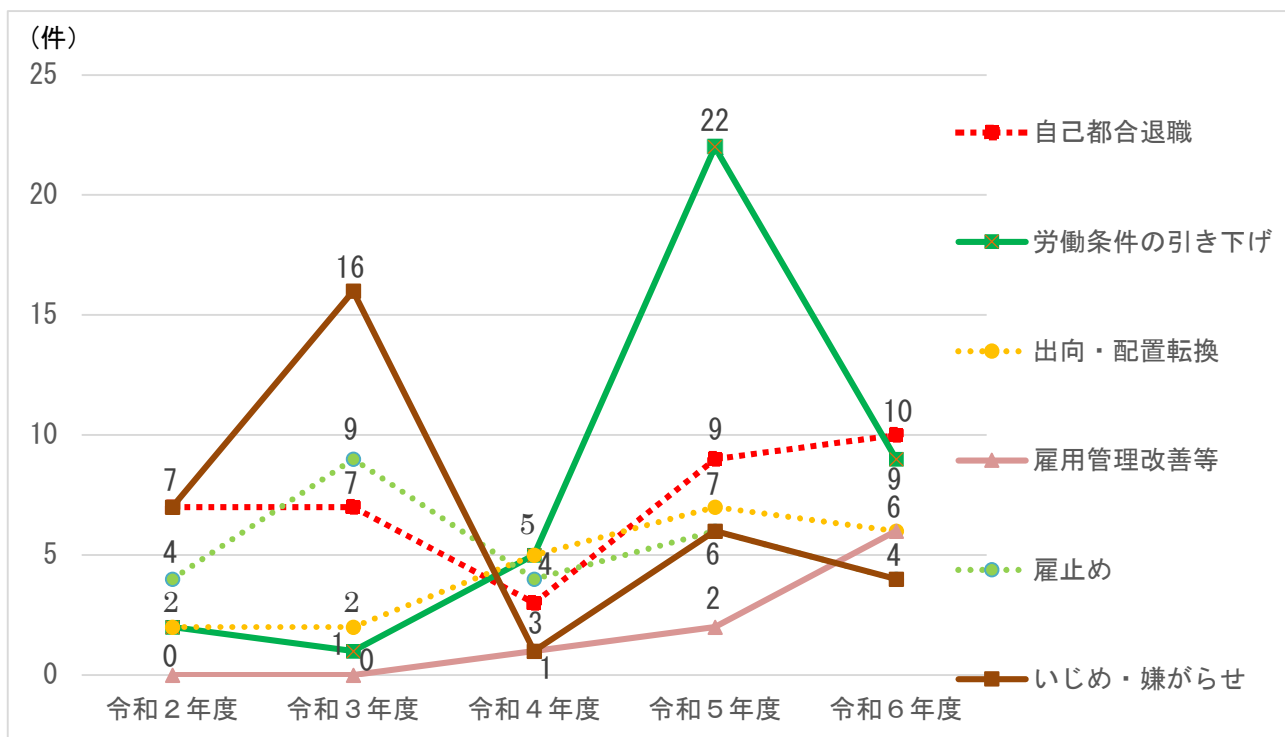
に関するものが上位を占めている。（図表4）、（図表5）

図表4 都道府県労働局長における助言・指導の申出内容別の件数



※()内は内訳延べ申出件数に占める割合。四捨五入により端数処理をしているため、割合の合計は100%にはならないことがある。なお内訳延べ申出件数は、1件の申出で複数の内容にまたがる申出が行われた場合に、複数の申出内容を件数として計上したもの。

図表5 都道府県労働局長における助言・指導の主な申出内容別の件数推移(5年間)



※令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた、同法上のパワーハラスメントに関する紛争は全て同法に基づく紛争解決援助の対象となり別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に差異がある。

4 紛争調整委員会によるあっせんの状況（別添3参照）

（１）あっせん申請件数は30件(22件)で、前年度比で36.4%増加した。

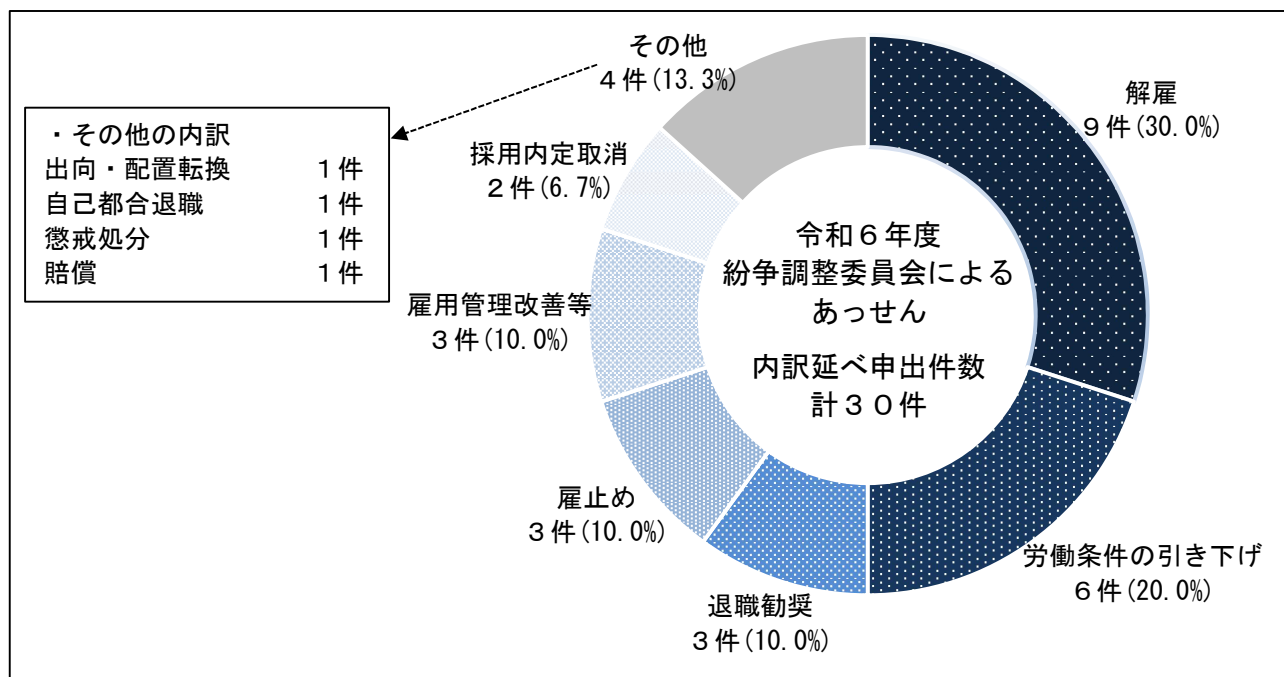
（２）令和6年度に申請のあった主な紛争の内容を見ると、

①解雇 9件（3件）

②労働条件の引き下げ 6件（3件）

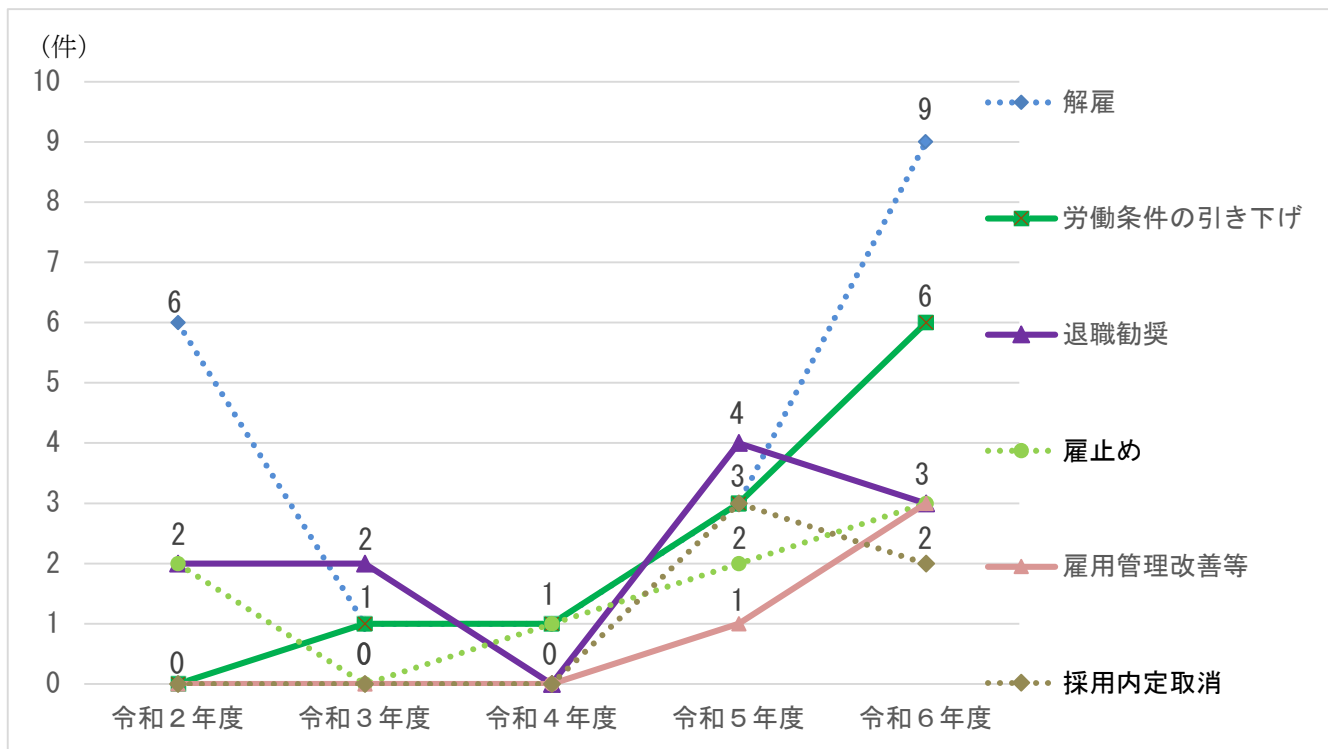
に関するものが上位を占めている。（図表6）、（図表7）

図表6 紛争調整委員会によるあっせんの申請内容別の件数



※()内は内訳延べ申請件数に占める割合。四捨五入により端数処理をしているため、割合の合計は100%にはならないことがある。なお内訳延べ申請件数は、1件の申請で複数の内容にまたがる申請が行われた場合に、複数の申請内容を件数として計上したもの。

図表 7 紛争調整委員会によるあっせんの主な申請内容別の件数推移（5年間）



※令和4年4月の改正労働施策総合推進法の全面施行に伴い、これまで「いじめ・嫌がらせ」に含まれていた、同法上のパワーハラスメントに関する紛争は全て同法に基づく調停の対象となり、別途集計することとなったため、令和3年度以前と令和4年度以降では集計対象に差異がある。

★ 参考：山梨労働局管内の総合労働相談コーナー（4か所）の所在地等 ★

コーナー名及び所在地	電話番号
①山梨労働局総合労働相談コーナー 山梨労働局雇用環境・均等室 甲府市丸の内1-1-11	055-225-2851
②甲府総合労働相談コーナー 甲府労働基準監督署 甲府市下飯田2-5-51	055-224-5620
③都留総合労働相談コーナー 都留労働基準監督署 都留市四日市場23-2	0554-43-2195
④鯉沢総合労働相談コーナー 鯉沢労働基準監督署 富士川町鯉沢1760-1	0556-22-3181